

# さかいチャイルドソーター育成事業

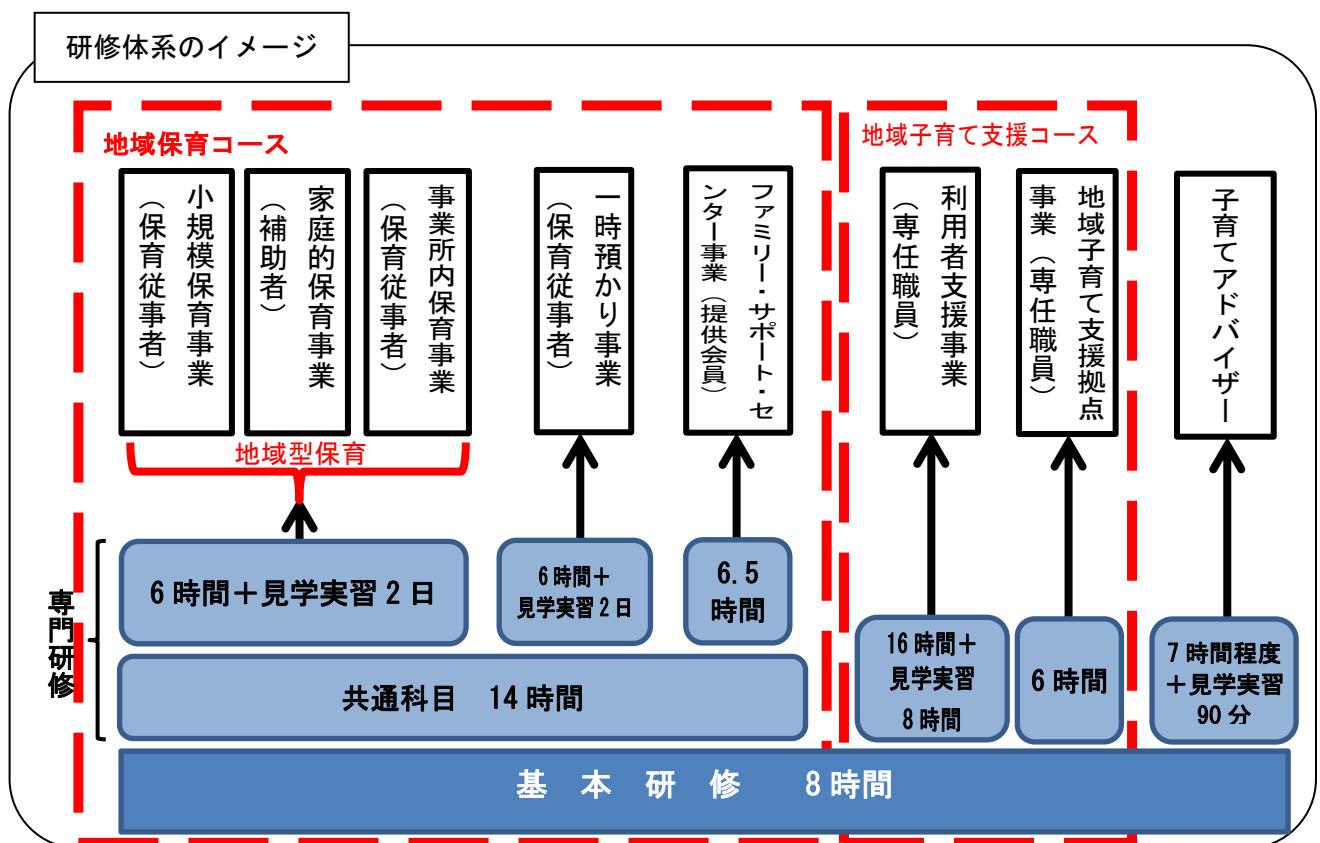
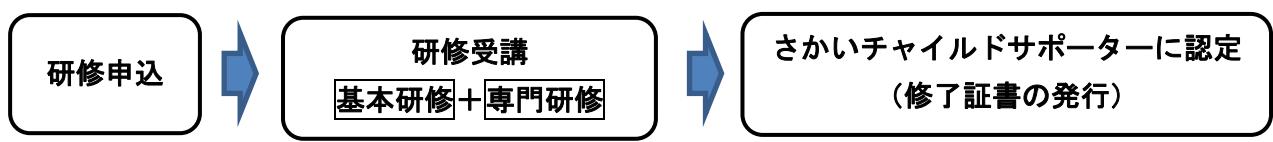
## 事業の趣旨

- 子ども・子育て支援新制度では、小規模保育、家庭的保育、一時預かり、地域子育て支援拠点事業等が、新たに子ども・子育て支援法に基づく給付・事業となることから、これらの分野に従事する人材の確保が必要となる。
- このため、子育て支援の仕事に関心を持ち、これらの分野に従事することを希望する者に対し、研修を実施し、「さかいチャイルドソーター」（「子育て支援員」）として育成する。

## 事業内容

- 小規模保育、家庭的保育、一時預かり、地域子育て支援拠点事業等、子育て支援分野に従事することを希望する者に対し、各事業等に共通する「基本研修」と特性に応じた専門的内容を学ぶ「専門研修」を実施する。
- 研修修了者を「さかいチャイルドソーター」（全国で通用する「子育て支援員」）として認定し、認定を受けた者は、これらの事業の保育従事者等として従事することが可能となる。

【認定までの流れ】



※さらに、経験年数が2年未満の者を対象としたフォローアップ研修と経験年数を問わず現に従事する者を対象とした現任研修を実施。（ファミリー・サポート・センター事業を除く。）

※平成29年度は全研修につき受講者向けの託児を実施。